

アルゼンチン 規則の改定について

アルゼンチン特許法の規則が改正されました。

パリ条約に基づく優先権を主張して、2004年1月1日以前にアルゼンチン特許庁に特許出願を行なった出願人は、該出願がアルゼンチン特許庁に係属中であれば、その優先権主張の基礎となる出願の情報について提供しなければならないことになりました。

提供すべき情報は、優先権主張の基礎となった出願の特許可否であり、係属中の場合はその旨です。

上記情報は、2005年2月9日までに提出しなければならず、この期間内に提出されなかった場合は、対象となるアルゼンチン特許出願は放棄されたものとみなされます。